

# 東京スキンタッチ会会則

## 【第1章 総則】

第1条 本会（以下「会」という）は、「東京スキンタッチ会」と呼称する。

第2条 会の事務所は、第10条で定める会長の住所とする。  
Eメールアドレスは skintouch@tokyo-st.jp とする。

## 【第2章 目的および活動】

第3条 会は、東洋医学をより多くの人に広めるために、小児鍼を基礎にしたスキンタッチ法を広める活動を行う。

第4条 会は、前条の目的を達するために、次の活動を行う。  
1. 東京を中心とする近郊地域でのスキンタッチ教室の開催  
2. スキンタッチおよび小児鍼に関する情報収集や勉強会  
3. 会員の交流・育成のための指導者講習会の開催  
4. 全国のスキンタッチ会との交流や情報交換  
5. その他、会がスキンタッチ活動に有益であると認めた活動

## 【第3章 会員】

第5条 会の会員は次の3種類とし、いずれの会員も連絡用にEメールアドレスを必須とする。  
1. 正会員                      2. 準会員                      3. 特別会員

第6条 正会員は、会の目的に賛同し、活動に参加できる鍼師および灸師の資格を持つ者で、本人の申請により本会名簿に登録され、年会費 3000 円を納めたものとする。

第7条 準会員は、会の目的に賛同し、活動に参加できる鍼灸学校学生で、本人の申請により本会名簿に登録され、年会費 1000 円を納めたものとする。

第8条 特別会員は、会の目的に賛同するスキンタッチ会活動のまだない地域に住む鍼師および灸師で、第17条で定める運営委員会で承認を受け、年会費を正会員と同額納めたものとする。

## 【第4章 役員】

第9条 会は正会員の中より、役員を選出し、運営を行うものとする。  
役員は、会長1名、副会長、総務、会計、会計監査、顧問の6名以上15名以内とする。役員の任期は2年とする。再選は妨げない。

第10条 会長は、この会を代表し、その活動を統括する。  
副会長は、代表を補佐し、代表が欠けたときはその職務を代行する。  
総務は、会の総務業務を行う。  
会計は、会の会計業務を行う。  
会計監査は、会の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

第11条 役員は、第4章における総会で選任し、承認することとする。

## 【第5章 総会】

第12条 会長は、毎年1回、正会員・準会員を召集しなければならない。また、総会を開催する少なくとも2週間前までに、全会員に開催日時と場所および目的を連絡しなければならない。

第13条 総会は、正会員・準会員の過半数をもって成立する。  
総会をやむをえず欠席する正会員・準会員は、書面およびEメールにより、議長に議決権を委任することができる。この場合、委任状は出席したもののみならず。

第14条 総会の決議は、委任状を含めた過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第15条 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

第16条 総会は、本会の事業計画および予算ならびに決算を決定する。

## 【第6章 会の運営】

第17条 会の運営は、役員による運営委員会が行う。

第18条 会の活動年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終える。

第19条 会則の変更は、会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

第20条 会の活動である「親子スキンタッチ教室」の開催については、別に定める「教室開催規定」に基づくものとする。

## 【第7章 会計】

第21条 会の運営は年会費、教室開催納付金、その他の収入を以って充て、事業会計年度は事業年度と同一とする。

【附則】 1. この会則は、2005年11月23日より実施する。  
2. この会則は、2008年6月29日より実施する。